平成２５年（フ）第３９８５号
大阪府門真市大池町27番９号、前住所大阪府門真市常盤町22番11号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２２号
大阪市西成区南津守３丁目２番56号
債務者　中原　満子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７０号
大阪市港区八幡屋２丁目５番１―501号
債務者　坂田知恵子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６７号
大阪市平野区長吉長原東３丁目１番32号
債務者　アジアンビューティ　ココこと　渡邊まき（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８６号
大阪府吹田市岸部北５丁目39番１―203号
債務者　土井　　江
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８７号
大阪府吹田市岸部北５丁目39番１―203号
債務者　土井　惠子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１７号
大阪府高槻市芥川町２丁目11番５号
債務者　安木浩志廊
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８１号
大阪市平野区平野南３丁目11番５―1306号
債務者　辻本　良太
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１０号
大阪市此花区酉島１丁目11番３―905号
債務者　秋本　淳一
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４９号
大阪市淀川区塚本６丁目４番20号
債務者　坂北美和子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３２７号
大阪市平野区瓜破２丁目２番67号
債務者　東　千代子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３４号
大阪市城東区放出西３丁目４番８号　日商コーポラス302号
債務者　濵本三恵子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３５号
大阪市浪速区恵美須西２丁目11番17号ユーハイツえびす南　３Ｂ号
債務者　大塚由紀恵（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６号
広島県福山市加茂町大字下加茂83番地１　レグルス加茂202
債務者　甲村　壮史
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１３号
広島県福山市山野町大字山野3986番地１
債務者　大龍こと　岡本　正行
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１４号
広島県福山市山野町大字山野3986番地１
債務者　岡本三枝子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３２号
広島県福山市城見町１丁目１番10―601号
債務者　井口淳一郎
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５９１号
千葉県我孫子市高野山556番地の７
債務者　芥川久美子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部